

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年7月23日(2015.7.23)

【公表番号】特表2014-521475(P2014-521475A)

【公表日】平成26年8月28日(2014.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2014-046

【出願番号】特願2014-525030(P2014-525030)

【国際特許分類】

A 6 1 F 5/445 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 5/445

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月5日(2015.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ストーマからの身体の老廐物を受け入れるパウチ入口、及びパウチ出口を含むパウチと

、前記パウチ出口に取り付けられている平坦な排出タップであって、少なくとも1つの入口、出口、及び前記身体の老廐物が前記パウチから流れ出るための経路を提供する内腔を有する排出タップと

を備え、

該排出タップは、前記内腔のサイズが調整可能であるように構成されているオストミー器具。

【請求項2】

前記排出タップは概ね平坦な輪郭を有し、前記排出タップは、前記パウチ出口に嵌まるように構成されている上部と、底部とを含み、前記内腔は、前記上部の内面及び前記底部の内面によって画定され、前記少なくとも1つの入口は前記上部に画定され、前記出口は前記底部の外周端に画定され、前記底部は扁平な円筒形状を有し、緩んだ状態では、前記底部の幅は該底部の厚さよりも大きい、請求項1に記載のオストミー器具。

【請求項3】

前記底部の前記厚さに対する前記幅の比は、緩んだ状態では2よりも大きい、請求項2に記載のオストミー器具。

【請求項4】

前記底部の前記厚さに対する前記幅の比は、緩んだ状態では4よりも大きい、請求項3に記載のオストミー器具。

【請求項5】

前記パウチは、身体側壁と、外側壁と、濾過セクションを含む中央壁とを有するデュアルチャンバーパウチであり、前記身体側壁と、前記外側壁と、前記中央壁とは、身体側チャンバー及び外側チャンバーを画定するように、それらの外周縁に沿って共にシールされ、前記身体側チャンバーは、前記身体側壁と前記中央壁との間に画定され、前記外側チャンバーは、前記外側壁と前記中央壁との間に画定され、前記身体側壁は前記パウチ入口を含む、請求項1～4のいずれか一項に記載のオストミー器具。

【請求項6】

前記濾過セクションは複数の開口を含み、前記濾過セクションは、前記身体の老廃物中の固体物及び液体を分離するように構成されており、前記液体は、前記身体側チャンバーから前記濾過セクションを通って前記外側チャンバー内へ流れ、一方で、前記固体物の実質的に全ては前記身体側チャンバー内に留まる、請求項5に記載のオストミー器具。

【請求項7】

前記複数の開口は、複数のミシン目又は複数のスリットである、請求項6に記載のオストミー器具。

【請求項8】

前記濾過セクションは複数の円形の開口を含み、各円形の開口は $2\text{ mm} \sim 4\text{ mm}$ の直径を有する、請求項6に記載のオストミー器具。

【請求項9】

前記少なくとも1つの入口は第1の入口及び第2の入口を含み、前記第1の入口は、前記外側チャンバー内の前記身体の老廃物を受け入れるように構成されており、前記第2の入口は、前記身体側チャンバー内の前記身体の老廃物を受け入れるように構成されており、前記第2の入口は、ユーザーによって開かれるまで閉じた位置にある、請求項5~8のいずれか一項に記載のオストミー器具。

【請求項10】

前記少なくとも1つの入口は、第1の入口及び第2の入口を含み、前記排出タップは、前記パウチ出口に配置された上部を含み、該上部は、第1のシール面と、第2のシール面と、第3のシール面とを含み、前記第1のシール面は、前記外側壁の内面に、前記パウチ出口に近接して取り付けられ、前記第2のシール面は、前記中央壁の表面に、前記パウチ出口に近接して取り付けられ、前記第3のシール面は、前記身体側壁の内面に取り付けられ、前記第1の入口は、前記第1のシール面と前記第2のシール面との間に画定され、前記第2の入口は、前記第2のシール面と前記第3のシール面との間に画定される、請求項5~8のいずれか一項に記載のオストミー器具。

【請求項11】

前記上部は、第1のリップ及び第2のリップを含み、前記第2のシール面は、前記第1のリップの外面に形成され、前記第3のシール面は、前記第2のリップの外面に形成され、前記第2の入口は、前記上部リップと前記底部リップとの間に画定され、前記第1のリップ及び前記第2のリップは、前記第2の入口が閉じた位置にあるように、互いに接触し、前記第1のリップ及び前記第2のリップは、前記上部の縁に沿って圧力を加えることによって開くように構成されており、前記第1の入口は、前記第1のシール面と前記第2のシール面との間に配置された開口によって画定される、請求項10に記載のオストミー器具。

【請求項12】

前記排出タップの前記出口は、前記身体の老廃物を容器まで運ぶチューブに接続され、前記外側チャンバー内の前記液体は、前記第1の入口を通って流れ、前記チューブを介して前記容器まで連続的に運ばれ、前記固体物の実質的に全ては、前記第2の入口が開くまで前記身体側チャンバー内に留まる、請求項11に記載のオストミー器具。

【請求項13】

前記チューブは、アダプターを介して前記排出タップに接続され、前記アダプターは、前記排出タップの前記出口に嵌るように構成されている、請求項12に記載のオストミー器具。

【請求項14】

前記排出タップは、該排出タップの縁に圧力を加えることによって、前記内腔のサイズが増大するように構成されている、請求項1~13のいずれか一項に記載のオストミー器具。

【請求項15】

前記内腔のサイズ及び前記出口のサイズは、前記底部の幅に沿って圧力を加えることによって増大する、請求項1~14のいずれか一項に記載のオストミー器具。